

対象機器について（案）

令和2年7月10日

資源エネルギー庁

1. 小売事業者表示制度の対象範囲の考え方

- 小売事業者表示制度策定時の審議会において「機器の用途」や「エネルギー消費量」等を踏まえた各表示事項の対象範囲の考え方をとりまとめている。下記の表中「○」をすべて満たす場合に当該機器を各制度の対象としている。
- 小売事業者表示制度の最後の見直し（平成28年3月）以降、「ショーケース」がトップランナー制度に加わり、「照明器具」及び「電球」については、対象となる機器の定義が見直されている。

対象範囲の考え方	①省エネラベリング制度	②多段階評価制度	③目安年間エネルギー使用料金等
(1) トップランナー基準対象機器	○	○	○
(2) 目標基準達成率の算出方法に係るJISに規定	○	○	
(3) 主に家庭用として使用	○	○	○
(4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多い ※機器単体の年間消費電力量が100kWh以上のものとして運用。		○	
(5) 機器の各区分の基準達成率の差が概ね5%超 ※多段階評価の★の区分毎に例えば、★3となる基準達成率は100%～105%となるなど、機器全体を通じて基準達成率の最小と最大の差が概ね20%を超えることをいう。		○	
(6) エネルギー使用料金等の算出が可能			○

(参考) 統一省エネラベル



① 省エネルギーラベル

2000年にJISにより規格化されたラベル。トップランナー基準の達成状況を機器別に把握可能としている。①省エネ性マーク、②省エネ基準達成率、③エネルギー消費効率、④目標年度を表示。

② 多段階評価制度

消費者が購入時に省エネ性能についてより認識・比較を可能とするため、省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示。

③ 目安年間エネルギー使用料金等

エネルギー消費効率の違いを理解しやすくするため目安となる一年間の電気料金や燃料使用量を表示。

2. ショーケース、照明器具、電球の扱い

- 2017年2月の省エネ法改正政令によって、トップランナー制度の対象機器にショーケースが追加されたが、同機器は「主に家庭用として使用されない」ことから、表示制度の対象外とする。
- 2019年4月の政令改正において、照明器具についてはLED照明器具が新たに加わり、電球についてはこれまで規制の対象であったLED・蛍光灯ランプに白熱電球を加えて、一体的に扱う省エネ基準が設けられた。**「照明器具」は、①②③のいずれも対象とし、「電球」は機器単体のエネルギー消費量が特に多いとはいえないため、①③の対象とする。**

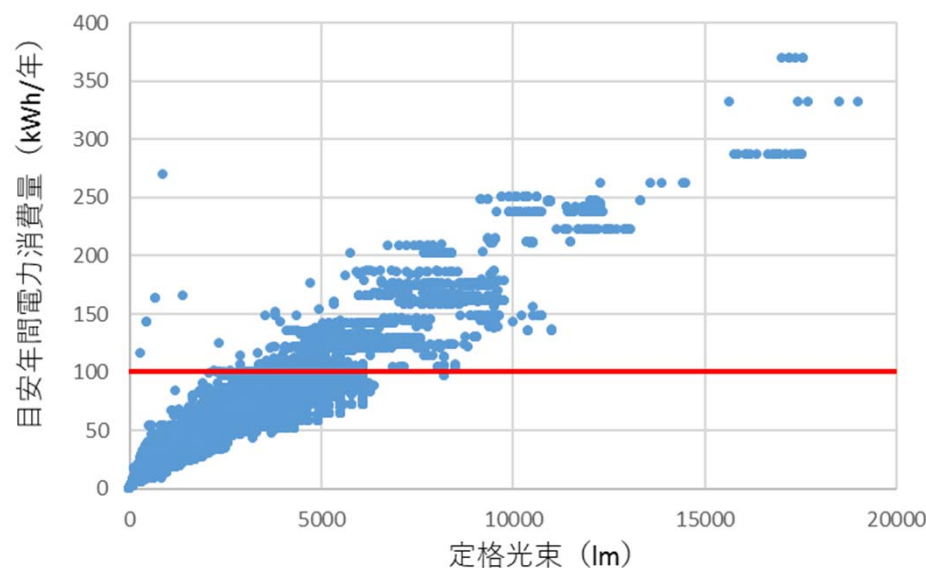
対象範囲の考え方	① 省エネラベリ ング制度	② 多段階評価 制度	③ 目安年間エ ネルギー使 用料金等	ショーケース	照明器具	電球
(1) トップランナー基準対象機器	○	○	○	●	●	●
(2) 目標基準達成率の算出方法に係るJISに規定	○	○		●	●	●
(3) 主に家庭用として使用	○	○	○	×	●	●
(4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多い		○		—	●	×
(5) 機器の各区分の基準達成率の差が概ね5%超		○		—	●	—
(6) エネルギー使用料金等の算出が可能			○	—	●	●

説明：表中「●」はあてはまることを、「×」はあてはまらないことを、「—」は未確認であることを示す。

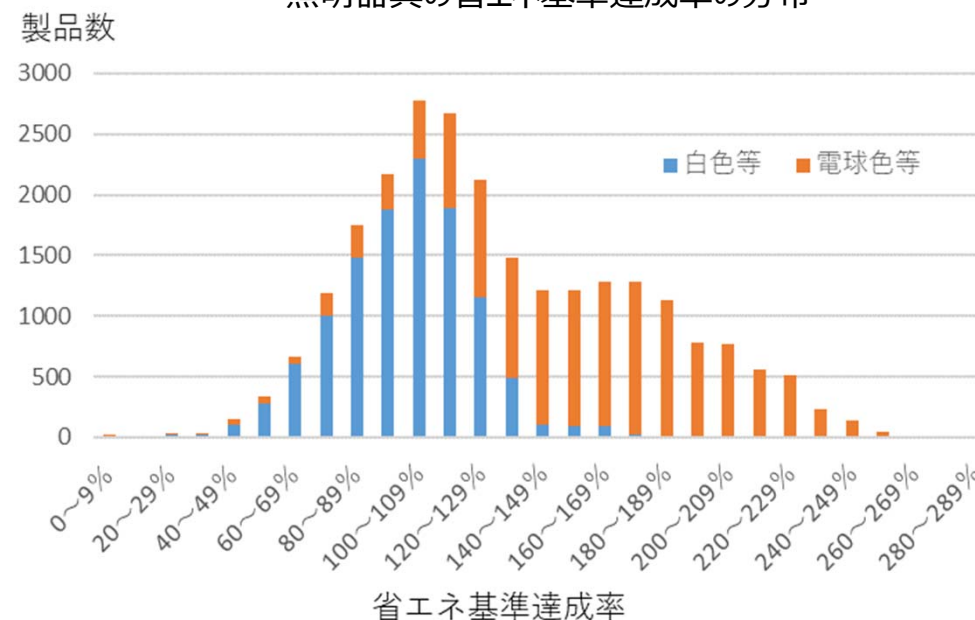
(参考) 照明器具の目安年間電力消費量及び効率の分布

- 目安年間電力消費量が100kWh以上の製品が一定数存在している。
- 最大と最小の達成率に200%以上の乖離がある。

照明器具の目安年間電力消費量分布



照明器具の省エネ基準達成率の分布



基準達成機種の割合	最大達成率
74%	280%

(出所)「日本照明工業会が実施したアンケート調査結果（2017年4月～2018年3月 出荷機器）」を基に作成

説明：アンケート調査結果のうち、一般消費者向けの販売が想定されるシーリングライト、ペンダントライト及びダウンライトを対象として、目安年間電力消費量は、小売事業者表示制度で想定されている年間点灯時間2000時間（≒5.5h×365日）として算出。

(出所)「日本照明工業会が実施したアンケート調査結果（2017年4月～2018年3月 出荷機器）」を基に作成

説明：アンケート調査結果のうち、一般消費者向けの販売が想定されるシーリングライト、ペンダントライト及びダウンライトを対象に白色等及び電球色等の各区分の省エネ基準に対する達成率のヒストグラム。

白色等の基準エネルギー消費効率：100lm/w

電球色等の基準エネルギー消費効率：50lm/w